

徳島県企業管理規程第10号

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年9月29日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局財務規程の一部を改正する規程

徳島県企業局財務規程（昭和41年徳島県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1号を加える。

(7) 前各号のほか、局長が必要と認めるもの

第20条第2号中「小切手その他」を削る。

第33条第1項中「支払は、全て小切手によるものとする」を「出納員は、次条から第39条までに規定する方法により、支払を行わなければならない」に改め、同条第2項から第5項までを削る。

第34条から第36条までを次のように改める。

第34条から第36条まで 削除

第37条第1項を次のように改める。

出納員は、現金で支払うときは、債権者から領収書を徴した上、出納取扱金融機関に支払案内書（様式第26号）を交付して支払をさせるものとする。

第37条第3項及び第4項を削る。

第38条中「出納取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、当該小切手に送金依頼書（様式第27号）を添附し、当該出納取扱金融機関をして送金を行わせるものとする」を「送金先等所要の事項を記載した支払案内書により出納取扱金融機関に通知して送金させるものとする」に、「送金通知書（様式第28号）を債権者に送付しなければならない」を「その旨を支払通知書（様式第26号）により債権者に通知しなければならない」に改める。

第39条第2項を次のように改める。

2 出納員は、前項の規定による支払をする場合又は官公署等の発行した納入通知書等によって口座振替の方法により支払をする場合には、振替払込分の合計額を額面とする振込依頼書（様式第28号の2）又は振替払込通知書（様式第28号の3）により出納取扱金融機関に通知して支払を行わせるものとする。

第39条に次の1項を加える。

3 前項の規定による通知は、電子データによる通知をもってこれに代えることができる。

第56条第1項中「振り出した小切手」を「交付した振替払込依頼書、当座預金払戻請求書」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「振り出した小切手」を「交付した振替払込依頼書、当座預金払戻請求書又は公金振替書」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項及び第7項を削る。

第57条第2項中「及び未引出小切手報告書」を削る。

別表第1その1勘定科目表（電気事業会計）資産の流動資産の表現金預金の項中「支払

の確実な小切手等、」を「現金に代わるべき証書類や」に改める。

別表第2第11条第1項中「振り出した小切手」を「交付した振替払込依頼書、当座預金払戻請求書」に改め、同条第2項中「振り出した小切手」を「交付した当座預金払戻請求書」に改め、同条第3項中「小切手」を「当座預金払戻請求書」に改める。

別表第2第13条を次のように改める。

第13条 削除

別表第2第14条中「、第12条及び第13条第2項」を「及び第12条」に改める。

別表第2第16条中「、未引出小切手報告書」及び「、第13条第2項」を削る。

様式第22号中

2005113	1708053
2005502	1708065
2005642	1708077
2005794	1708089
2005654	1708090

を に改める。

様式第24号及び様式第25号を次のように改める。

様式第24号及び様式第25号 削除

様式第26号を次のように改める。

記号番号			
支 払 案 内 書			
第 号	受 取 人	住 所	
	氏 名	様(殿)	
年度徳島県		事業会計	
金額			
支払年月日	年 月 日		
支払方法	取引銀行		
上記により受取人に支払ってください。 年 月 日 徳島県企業局出納取扱金融機関 銀行 支店 殿 徳島県企業局 企業出納員 印			
上記の金額を受領しました。 年 月 日 住 所 氏 名 印			

記号番号			
支 払 済 通 知 書			
第 号	受 取 人	住 所	
	氏 名	様(殿)	
年度徳島県		事業会計	
金額			
支払年月日	年 月 日		
支払方法	取引銀行		
上記のとおり支払いました。 年 月 日 徳島県企業局 企業出納員 殿 徳島県企業局出納取扱金融機関 銀行 支店			

記号番号			
支 払 通 知 書			
第 号	受 取 人	住 所	
	氏 名	様(殿)	
年度徳島県		事業会計	
金額			
支払年月日	年 月 日		
支払方法	取引銀行		
上記によりお支払いします。 現金払いの方法によりお受取りの場合は、上記銀行にこの通知書と印鑑を御持参ください。 徳島県企業局 企業出納員 印			

様式第27号及び様式第28号を次のように改める。

様式第27号及び様式第28号 削除

様式第28号の 3 を次のように改める。

振替払込依頼書	
第 号	令和 年度 徳島県〇〇事業会計
受 取 人 氏 名	(株)〇〇〇〇 他10件
支 払 総 額	★
上記の金額を指定のとおり振替してください。	
令和 年 月 日	
徳島県企業局 企業出納員	
徳島県企業局出納取扱金融機関 阿波銀行 県庁支店 殿	

振替払込通知書	
第 号	令和 年度 徳島県〇〇事業会計
受 取 人 氏 名	(株)〇〇〇〇 他10件
支 払 総 額	★
上記の金額を指定のとおり振替しました。	
令和 年 月 日	
徳島県企業局出納取扱金融機関 阿波銀行 県庁支店	
徳島県企業局 企業出納員 殿	

様式第 35 号を次のように改める。

様式第35号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 当分の間、未引出小切手の報告については、なお従前の例による。
- 3 改正後の様式第22号に相当する改正前の様式第22号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。
- 4 当分の間、従前の当座預金口座を引き続き使用することができるものとする。